

協議会規約・委員会規定・届出様式集 【保存版】

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会

令和 8 年 6 月

目 次

協議会規約	1
委員会規定	6
地下水利用対策対象区域	8
緊急時に伴う地下水取水量の一時増加について	11
様式第 1 号 揚水設備設置届出書	12
別紙 1	13
別紙 2	14
様式第 2 号 氏名等変更届出書	15
様式第 3 号 揚水設備等変更届出書	16
様式第 4 号 揚水設備工事完了届出書	17
様式第 5 号 揚水設備廃止届出書	18
様式第 6 号 承継届出書	19
様式第 7 号 地下水採取量等報告書	20
別紙（地下水採取量等報告書）	21
様式第 8 号 揚水設備設置（変更）届出について	22
様式第 9 号 揚水設備等変更届出書（緊急時）	23
様式第 10 号 地下水採取量等報告書（緊急時）	24

規約、委員会規程等

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約

(目的)

第1条 浜名湖西岸地域(湖西市内)における用水の安定した供給をはかるため、地下水の水源の保全及びかん養並びに地下水の適正かつ合理的な利用を推進し、もって地域の健全な発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の目的を達成するため、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第3条 この規約において「区域」とは、協議会が決定する地下水対策対象区域をいう。

2 この規約において「地下水」とは、生活用水、農業用水、養魚用水、工業用水及び建物用水等を使用するため、区域内において設置した揚水設備により採取する水をいう。

3 この規約において「揚水設備」とは、用水とするために動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が14平方センチメートルを超えるものをいう。

4 この規約において「地下水採取者」とは、区域内の揚水設備により地下水を採取する者をいう。

(事業)

第4条 協議会は次に掲げる事業を行う。

- ① 地下水の採取の適正化の推進に関すること。
- ② 地域の地下水の水源の保全に関すること。
- ③ 水利用合理化の推進に関すること。
- ④ 地下水の調査及び研究に関すること。
- ⑤ 地下水採取者の相互の連絡と協調に関すること。
- ⑥ 利水事業の調整促進に関すること。
- ⑦ その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 協議会は、区域内の地下水採取者並びに商工農漁団体等の代表者をもって組織する。

(役員)

第6条 協議会に会長1名、副会長1名、理事若干名及び監事2名を置き、会長は総会において選出

し、副会長、理事及び監事は、会長が総会の同意を得て選任する。

（役員の職務）

第7条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、会長の指示を受け、会務の運営にあたる。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

（顧問及び参与）

第9条 協議会の事業の円滑な運営を図るため、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、国及び県の職員並びに学識経験者のうちから、会長が総会の同意を得て委嘱する。

3 顧問及び参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

（会議）

第10条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。ただし、会長が認める場合は、書面で開催できるものとする。

2 総会は会員総数、役員会は役員総数のそれぞれ2分の1以上が出席または議決書の提出がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、総会においては出席会員の、役員会においては出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会）

第11条 総会は毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

2 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

① 地下水対策対象区域に関すること。

② 地下水対策の基本方針に関すること。

③ 地下水の取水基準に関すること。

- ④ 協議会規約の制定及び改廃に関すること。
- ⑤ 事業計画に関すること。
- ⑥ 利水事業の調整促進に関すること。
- ⑦ 協議会の予算及び決算並びに経費の負担に関すること。
- ⑧ その他特に会長が必要と認めること。

(役員会)

第 12 条 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

3 役員会は、総会付議事項の審議及び総会から委任された案件の処理にあたる。

4 役員会は、前項の職務のほか、会長が緊急を要すると認め招集したときは総会に代わってその議決事項を議決することができる。この場合、会長は次の総会において承認を受けるものとする。

(地下水利用対策委員会)

第 13 条 第4条に規定する事業の具体的な企画及び地下水の採取に関する事項を調整審議し、もって協議会の円滑な運営を図るため、地下水利用対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員 20 名以内をもって組織し、委員は会長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員長及び副委員長は、委員の中から会長が指名する。

5 委員会の運営、その他必要な事項は別に定める。

(揚水設備等の届出)

第 14 条 区域内において地下水を採取するため揚水設備を設置しようとする者は、工事を施行する日の 60 日前までに様式第1号により、協議会長に届け出て調整審議を受けなければならない。ただし、消防の用にのみ供する場合又は災害の場合はこの限りではない。

2 この規約施行の際、既に揚水設備を設置している者(設備の工事をしている者を含む。)は、その指定の日からすみやかに様式第1号により協議会長に届け出なければならない。

3 第1項又は第2項の規定により届け出をした者が、その氏名、名称、住所等の変更があったときは、すみやかに様式第2号により協議会長に届け出なければならない。

4 第1項又は第2項の規定により届け出した者が、揚水設備等の変更をしようとするときはすみやかに様式第3号により協議会長に届け出なければならない。

- 5 第1項又は第4項の規定する届け出に係る揚水設備の工事が完了したときは、すみやかに様式第4号により協議会長に届け出なければならない。
- 6 届け出に係る揚水設備を廃止又は地位を承継したときは、すみやかに様式第5号又は様式第6号により協議会長に届け出なければならない。
- 7 第1項又は第2項の規定により届け出した者は、その地下水の採取量を様式第7号により毎年2月末日までに協議会長に報告しなければならない。
- 8 協議会が審議を行い、緊急時と判断された場合に、一時的に取水量を増加させるときはすみやかに様式第9号を協議会会長に届け出なければならない。
- 9 前項の届け出をした者が、協議会の指示または自らの判断で取水量を元に戻すときはすみやかに様式第10号を協議会会長に届け出なければならない。
- 10 この規約に基づいて協議会に提出する書類は、当該届け出に係る揚水設備の所在地を管轄する市を経由しなければならない。

(指示、勧告等)

第15条 協議会は、前条第1項及び第4項の審議に当たって必要があるときは届出人に対し指示又は勧告をすることができる。

2 協議会は、前条第1項及び第4項の審議について、様式第8号により届出人に通知しなければならない。

(苦情処理等)

第16条 協議会の会員は、区域内における地下水の採取について苦情がある場合は、協議会に書面をもって異議の申し立て、又は苦情処理の依頼をすることができる。

(協議会への加入)

第17条 区域内の地下水採取者が協議会に加入するときは、入会申込書を会長に提出するものとする。

(事務局)

第18条 協議会の事務局は、湖西市に置く。

(会計)

第19条 協議会の経費は、地下水採取者の会費、市の負担金及び県の補助金その他の収入をもってあてる。

第20条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1. この規約は、昭和 54 年7月 20 日から施行する。
2. 協議会の最初の会計年度は、第 20 条の規定にかかわらず、協議会の設立の日から昭和 55 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、昭和 59 年5月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年7月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年 6 月 12 日から施行する。

浜名湖西岸地域地下水利用対策委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会(以下「協議会」という。)規約第13条第5項の規定に基づき、地下水利用対策委員会(以下「委員会」という。)の運営、その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- ① 地下水の取水基準に関すること。
- ② 会員の加入に関すること。
- ③ 協議会規約第14条に規定する届出事項の審査及び指示、勧告に関すること。
- ④ 協議会規約第16条に規定する異議の申し立て、又は苦情処理依頼の調査、処理に関すること。
- ⑤ 地下水賦存量、地下水位、地下水の塩分濃度及び地下水利用状況等の調査に関すること。
- ⑥ 水利用合理化の調査研究に関すること。
- ⑦ 地下水対策に必要な具体的施策の推進に関すること。
- ⑧ その他目的達成に必要な事項に関すること。

2 幹事会は、前項第3号に掲げる委員会所掌事項のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

- ① 協議会規約第14条第1項に規定する届出のうち、代替井に係る審査及び指示、勧告に関すること。
- ② 協議会規約第14条第4項に規定する届出に係る審査及び指示、勧告に関すること。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会に必要があるときは、関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

(幹事)

第5条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に幹事をおく。

2 幹事は、市職員のうちから会長が委嘱する。

附 則

この規程は、昭和 54 年7月 20 日から施行する。

浜名湖西岸地域地下水利用対策対象区域

地下水利用対策対象区域は、湖西市の全域とする。

浜名湖西岸地域地下水利用対策基本方針

- 1 地下水の水位低下や塩水化等の地下水障害を防止するため、地下水の適正な利用を推進する。
- 2 地下水源の保全をはかるため、水利用の合理化を推進する。
- 3 人口の増加、産業の発達に伴う水需要の増大に対処して利水事業を促進する。

浜名湖西岸地域地下水取水基準

浜名湖西岸地域の地下水取水基準は、次のとおりとする。

この取水基準は、令和元年 5 月 14 日から適用する。

(1)新設揚水設備

区 分	吐 出 口 の 断 面 積	地 下 水 採 取 量	ス ト レ ー ナ の 位 置	揚 水 設 備 間 距 離
1	22cm ² 以下	0.25 m ³ /分以下	150m以深	100m以上
2	22cm ² 以下	0.25 m ³ /分以下	-	150m以上
3	37 cm ² 以下	0.45 m ³ /分以下	100m以深	200m以上
4	22cm ² 以下	0.25 m ³ /分以下	100m以深	150m以上

吐出口の口径 40 mm … 12.6 cm² 65 mm … 33.2 cm²
 50 mm … 19.7 cm² 80 mm … 50.3 cm²

ただし、次に掲げる揚水設備で委員会が認めるものには、この基準を適用しない。

- (ア) 規約第 14 条第1項に掲げる消防の用のみに供する場合、または災害の場合の揚水設備。
- (イ) 県市等が経営する揚水供給事業または水道事業の用に供する揚水設備。
- (ウ) 公共事業の施行により、既存の揚水設備の位置を変更して、当該揚水設備に替えて設置する揚水設備。
- (エ) 前三項のほか他に他の水源をもって地下水に替えることが著しく困難である揚水設備。

(2)既設揚水設備

既設揚水設備は、本協議会に届出された揚水機の吐出口の断面積以下及び採取量以下とする。また地下水保全の立場より、次の事項につとめる。

(ア) 用水の節水及び回収率の向上等、水利用の合理化。

(イ) 工業用水道等の給水が可能となった場合は、これの利用。

(3)代替揚水設備

代替揚水設備は、廃止する揚水設備の揚水機の吐出口の断面積以下及び採取量以下とする。

(4)参考事項

(ア) 新設揚水設備 新しく設置の工事に着手する揚水設備または変更の工事に着手する揚水設備をいう。

(イ) 既設揚水設備 既に設置した揚水設備(工事中のものを含む。)をいう。

(ウ) 代替揚水設備 既設揚水設備を廃止して、当該揚水設備に替えて設置する1本の揚水設備をいう。

(エ) 揚水設備間隔 新設する揚水設備と既設揚水設備との最短距離をいう。

浜名湖西岸地域地下水取水基準区域区分図



緊急時に伴う地下水取水量の一時増加について

ダムの貯水率低下等に伴う農業用水及び工業用水への取水制限が行われた場合は、地下水利用対策委員会(以下、「委員会」という。)の審議のうえ、地下水取水量を一次的に増加できるものとする。

この一時緩和の取水基準は、令和 8 年 6 月 12 日から適用する。

(1) 委員会において、承認を得た場合は、期間を定めて、新設の取水基準に定める地下水採取量の 2 分の 1 まですべて最大取水量を増加できるものとする。

(2) 届出されている最大日採取量が前項の取水基準を超えている場合は、届出されている最大日採取量の最大 3 割増加できるものとする。ただし、自然環境保全の観点から、増加量については、新設の取水基準に定める地下水採取量の 2 分の 1 を超えないものとする。

(3) 委員会において、経済の維持および自然環境保全の両方の観点から審議した場合に限り、(1)および(2)に掲げる割合等の変更を妨げないものとする。

(4) 取水制限の緩和ならびに自然環境への影響が判断された場合は、委員会の審議を得て、速やかに届出どおりの採取量に戻すこととする。

届 出 様 式

揚水設備設置届出書

年 月 日

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長 様

住 所
届出者
氏 名
〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約第14条第 1 項（第 2 項）の規定により、
揚水設備の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※市	受理年月日	年 月 日
			受 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地	Tel	※事務局	受付年月日	年 月 日
			受 付 番 号	
揚水設備の管理 責任者の職氏名		※整 理 番 号		
揚水設備の設置 の 場 所	別紙 1 のとおり	側 管 の 構 造		別紙 1 のとおり
揚水設備による 地下水採取量		揚水機の 種 類 及 び 構 造		
揚水設備による 採取地下水用途		設置又は変更の 工事に着手する日		
揚水設備のスト レーナーの位置		地下水の採取を 開 始 す る 日		
揚水機の 吐出口の断面積		地下水を採取 す る 期 間		
揚水設備の 原動機の出力		地 下 水 の 使 用 計 画		別紙 2 のとおり

- 備考 1. ※印欄には、記載しないこと。
2. 別紙 1 及び別紙 2 のほか、揚水設備の設置の場所を示す図面、工場又は事業場内における揚水設備の配置図及び地下水の使用の系統を記載した図面を添付すること。

別紙 1

揚 水 設 備 の 番 号					
※ 揚 水 設 備 の 整 理 番 号					
揚 水 設 備 の 設 置 の 場 所					
地下水 採取量	毎分最大採取量		m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分
	最大一日採取量		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
	年間 平均	日 採 取 量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
		日 採 取 時 間 (時 時 時間)	時 時 (時間)	時 時 (時間)	時 時 (時間)
		合計日採取量	m ³ /日		
採 取 する 地 下 水 の 用 途					
地 表 面 から 揚 水 設 備 の ス ト レ ー ナ ー ま で の 位 置		m m ~	m m ~	m m ~	
揚 水 機 の 吐 出 口 の 断 面 積 (吐 出 口 の 口 径)		cm ² (mm)	cm ² (mm)	cm ² (mm)	
揚 水 機 の 原 動 機 の 出 力		K W	K W	K W	
側 管 の 構 造	地 表 面 深 さ	m	m	m	
	口 径	mm	mm	mm	
揚 水 機 の 種 類 及 び 構 造	種 類				
	製 造 会 社				
	能 力	m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分	
	揚 程	m	m	m	
設 置 (変 更) 工 事 着 手 年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
地 下 水 の 採 取 開 始 年 月 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
地 下 水 を 採 取 する 期 間		月 月	月 月	月 月	
※ 備 考					

- 備考 1. ※印欄には、記載しないこと。
 2. 年間平均日採取量は年間採取量を採取日数で除して得た量、年間平均
 合計日採取量は複数の揚水設備を設置している場合に当該揚水設備に係
 る年間平均日採取量の合計を記載すること。

別紙 2

水利用計画表 新設 増設					
1 日当たりの水源内訳			1 日当たりの用途別利用計画		
区 分	水量 m ³	記事	区 分	水量 m ³	記事
1. 井戸水			1. ボイラー用水		
2. 上水道水			2. 原料用水		
3. 工業用水道水			3. 製品処理洗浄用水		
4. 地表水			4. 冷却用水		
5. 伏流水			5. 温調用水		
6. 回収水			6. その他		
7. その他					
計			計		

1. 水 量 の 根 拠

水利用フローシートのとおり

2. 回収利用施設の名称・能力等

3. 貯水池（タンク）の容量

m³

氏名等変更届出書

年 月 日

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長 様

住 所
届出者
氏 名
〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

氏名（名称、住所）を変更したので、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約
第14条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場 の 名 称		※市	受理年月日	年 月 日
			受 理 番 号	
工場又は事業場 の 所 在 地		※ 事務局	受付年月日	年 月 日
	TEL		受 付 番 号	
揚水設備の管理 責任者の職氏名		※ 整 理 番 号		
変 更 の 内 容	変更前			
	変更後			
変 更 年 月 日	年 月 日			
変 更 の 理 由				

備考 ※印欄には、記載しないこと。

揚水設備等変更届出書

年 月 日

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長 様

住 所
届出者氏 名
〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約第14条第4項の規定により、揚水設備等
の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場 の 名 称		※市	受理年月日	年 月 日
			受 理 番 号	
工場又は事業場 の 所 在 地		※事務局	受付年月日	年 月 日
Tel			受 付 番 号	
揚水設備の管理 責任者の職氏名		※ 整 理 番 号		
揚水設備の設置 の 場 所	別紙1のとおり	側 管 の 構 造	別紙1のとおり	
揚水設備による 地下水採取量		揚 水 機 の 種 類 及 び 構 造		
揚水設備による 採取地下水用途		設置又は変更の 工事に着手する日		
揚水設備のスト レーナーの位置		地下水の採取を 開 始 す る 日		
揚水機の 吐出口の断面積		地 下 水 を 採 取 す る 期 間		
揚水設備の 原動機の出力		地 下 水 の 使 用 計 画		
		変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由				

- 備考 1. ※印欄には、記載しないこと。
 2. 別紙1及び別紙2のほか、揚水設備の設置の場所を示す図面、工場又は事業場内における揚水設備の配置図及び地下水の使用の系統を記載した図面を添付すること。
 3. 変更のある部分については、変更前の内容をかっこ書きにより記載し、変更前後の状況が明確になるようにすること。

揚水設備工事完了届出書

年 月 日

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長 様

住 所
届出者
氏 名
〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

揚水設備の工事が完了したので、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約第14条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※市	受理年月日	年 月 日
			受 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※事務局	受付年月日	年 月 日
TEL			受 付 番 号	
揚水設備の管理責任者の職氏名		※ 整 理 番 号		
揚水設備の設置の場所				
揚水設備の番号				
※ 整 理 番 号				
工事完了年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
井戸柱状図	別紙のとおり	※備考		
電気検層図				
揚水テスト結果				
水質テスト結果				

備考 ※印欄には、記載しないこと。

揚水設備廃止届出書

年 月 日

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長 様

住 所
届出者
氏 名
〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

揚水設備を廃止したので、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約第14条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※市	受理年月日	年 月 日
			受 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地	TEL	※事務局	受付年月日	年 月 日
			受 付 番 号	
揚水設備の管理責任者の職氏名		※ 整 理 番 号		
揚水設備の設置の 場 所				
揚水設備の番号				
※ 整 理 番 号				
廃 止 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由				
廃 止 の 内 容	(1) 揚水設備を、動力を用いないものとした。 (2) 揚水設備の吐出口の断面積を 1 4 cm ² 以下とした。 (3) 揚水設備を廃止した。			
廃 止 後 の 措 置				

- 備考 1. ※印欄には、記載しないこと。
 2. 廃止の内容欄には、該当するものに○印を付すこと。
 3. 廃止後の措置欄には、廃止の内容欄の(3)に該当した場合に揚水機の撤去、側管の埋め戻し等の措置の実施状況を記載すること。
 4. 揚水設備を完全に廃止した場合は、その揚水設備の写真を添付すること。

承 継 届 出 書

年 月 日

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長 様

住 所
届出者
氏 名
〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

揚水設備に係る届出者の地位を承継したので、浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約第14条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※市	受理年月日	年 月 日
			受 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地	TEL	※ 事務局	受付年月日	年 月 日
			受 付 番 号	
揚水設備の管理 責任者の職氏名		※ 整 理 番 号		
揚水設備の設置 の 場 所				
揚水設備の番号				
※ 整 理 番 号				
承 継 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
被 承 継 者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

備考 ※印欄には、記載しないこと。

地下水採取量等報告書

令和 年 月 日

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長 様

住 所
報告者
氏 名
〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約第14条第7項の規定により、令和 年の地下水の採取量等について、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称		揚水設備の数 ()は稼働数		基 ()
工場又は事業場の所在地		年間平均日採取量		m ³ /日
業 種		用途の区分・使用量		m ³ /日
工場の従業員数	人			m ³ /日
連絡先電話	Tel			m ³ /日
管理責任者氏名				m ³ /日
採取した地下水	工業 水道 農業			m ³ /日
の <u>主な</u> 用途 (○で囲む)	建築物 水産業	市	整理番号	
	商業 飲用 その他		受付年月日	
量水器の種類		事務局	整理番号	

- 備考 1. 太線枠の中だけ記入すること。
2. 「年間平均日採取量」の欄には、複数の揚水設備を設置している場合、当該揚水設備に係る合計を記載すること。
3. 「用途の区分・使用量」の欄には、特に工業用に使用している場合、（ボイラー、原料、洗浄、冷却、温調、その他）の内から選んで、その使用量の内訳を記載すること。ただし、使用量が明確でない場合は、推定でもよい。

別紙

1. 揚水設備の状況

揚水設備 の 番 号	揚水設備の設置の場所	揚 水 機			届 出 平 均 日 採 取 量 m ³ /日
		能力 m ³ /分	吐出口の口径	出力 k w	

2. 地下水の採取状況					揚水設備の番号				年間平均日採取量				m ³ ／日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計
採 取 日 数													
採取量m ³ ／月													
平均日採取量													
最大日採取量													

					揚水設備の番号				年間平均日採取量				m ³ ／日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	年計
採 取 日 数													
採取量m ³ ／月													
平均日採取量													
最大日採取量													

					揚水設備の番号				年間平均日採取量				m ³ ／日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	年計
採 取 日 数													
採取量m ³ ／月													
平均日採取量													
最大日採取量													

					揚水設備の番号				年間平均日採取量				m ³ ／日
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	年計
採 取 日 数													
採取量m ³ ／月													
平均日採取量													
最大日採取量													

- 備考 1. 平均日採取量の欄には、月間における採取量を採取日数で除して得た量を記載すること。
 2. 最大日採取量の欄には、月間の1日当りの最大実績採取量を記載すること。
 3. 年間平均日採取量の欄には、年間における採取量を年間日数（365 または 366）で除して得た量を記載すること。

浜 地 協 第 号
令和 年 月 日

様

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長

揚水設備設置（変更）届出について

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約第14条第 1 項（第 4 項）の規定に基づき、
令和 年 月 日をもって届け出のあったことについて、次の条件をつけて了承
します。

記

1. 施工の日は、令和 年 月 日以後として下さい。なお、現地立会いを行いますので、着工前にご連絡下さい。
2. 流量計及び水位観測用の塩ビ管を設置して下さい。
3. 揚水設備が完了したときは、完了の日から 30 日以内に届け出をして下さい。
4. 届出書の記載内容を厳守し、水位低下について注意して下さい。

揚水設備等変更届出書（緊急時）

年 月 日

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長 様

住所
氏名
届出者 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約第14条第8項の規定により、一時、取水量等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※市	受理年月日	年 月 日
				受理番号	
工場又は事業場の所在地			※事務局	受理年月日	年 月 日
				受理番号	
揚水設備の管理責任者の職氏名			※整理番号		
取水量変更開始日	年 月 日		※取水区分 /緊急時上限		☐ [1・2・4] 180 m ³ /日 ☐ [3] 324 m ³ /日
揚水設備番号					
揚水設備設置場所					
毎分最大採取量	m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分
最大日採取量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
増加量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
備考					

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 増加量とは、届出している最大日採取量との差を記載すること。

3 別紙2水利用計画表を添付すること。

地下水採取量等報告書（緊急時）

年 月 日

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会長 様

住所
氏名
届出者 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約第 14 条第9項の規定により、一時、変更した取水量について、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称		※市	受理年月日	年 月 日	
			受理番号		
工場又は事業場の所在地		※事務局	受理年月日	年 月 日	
			受理番号		
揚水設備の管理責任者の職氏名			※整理番号		
取水量変更開始日	年 月 日	※取水区分 /緊急時上限		□[1・2・4] 180 m ³ /日	
取水量変更終了日	年 月 日			□[3] 324 m ³ /日	
揚水設備番号					
揚水設備設置場所					
毎分最大採取量	m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分	m ³ /分
最大日採取量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
変更期間中採取日	日	日	日	日	日
変更期間中採取量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
水質変化等	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
備考					

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 別紙2水利用計画表を添付すること。

浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会

【事務局】湖西市環境部環境課

〒431-0492

湖西市吉美3268番地

電 話 053-576-1141

FAX 053-576-4880

E mail kankyo@city.kosai.shizuoka.jp